

GM課税制度に関する改正財規等、公布 — 金融庁

去る8月22日、金融庁は内閣府令70号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」を公布した。あわせて関連する改正ガイドラインも公表されている。

本改正は、ASBJが3月22日に公表した実務対応報告46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」を受けたいもの。

貸借対照表の固定負債に区分表示される項目として「長期未払法人税等」が追加された（財規52①五）。これには、国際最低課税額に対する法人税のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものが含まれる（財規ガイドライン52-1-5）。なお、様式（財規様式5号）では「長期未払金」の下に掲記される。

また、損益計算書の様式（財規様式6号）では「国際最低課

税額に対する法人税等」が「法人税、住民税及び事業税」の下

に追加された。
改正財規等は公布の日から施行される。2024年4月1日前開始年度または中間（連結）会計期間に係る財務諸表等については、なお従前の例による。

会計

新リース会計基準、次回公表議決へ — ASBJ

去る8月20日、企業会計基準委員会が、第531回企業会計基準委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。

リース会計基準

前回（2024年8月20日・9月1日合併号（No.1719）情報ダイジェスト参照）に引き続き、新リース会計基準について審議が行われた。今回、会計基準・適用指針、その他の基準等の改正の文案等の検討が行われた。

委員からは特段の異論は聞かれず、事務局から次回の親委員会（9月3日開催予定）で公表議決したい旨が示された。

企業会計基準諮問会議からのテーマ提言等の対応

前回（2024年8月20日・9月1日合併号（No.1719）

情報ダイジェスト参照）、企業会計基準諮問会議から報告された新規テーマについて、ASBJ事務局より次の対応方針案が示された。

- ① 実務対応報告19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正
新規テーマとする。検討を開始する時期、順序および範囲については他のプロジェクトの状況やリースの状況を踏まえて判断する。
- ② バーチャルPPAの会計処理
新規テーマとする。実務対応

専門委員会において、需要家の観点から優先度の高い論点に範囲（会計処理単位や時価評価の要否）を限定して検討する。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
9月10日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年8月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
9月30日(月)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和6年7月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和6年6月期) 2カ月延長法人(令和6年5月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(7月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(7月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、4月、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(3) 継続企業に関する会計基準の開発
新規テーマとし、親委員会において次の方向性で検討を行う。

① 日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準を新たな会計基準として開発する。

② そのうえで、次の論点についても基準開発の範囲に含める。

- ・「財務諸表の公表の承認日」の概念の取入れ
- ・継続企業の前提に関する判断基準の作成（企業の清算若しくは事業停止の意図がある」ととされる範囲および「企業の清算若しくは事業停止の意図」をもつ主体の検討）

(4) 後発事象に関する会計基準の開発
これまで休止していた本プロジェクトを再開し、親委員会において次の方向性で検討する。

① 後発事象の定義を見直しつつ、日本公認会計士協会が公

表した実務指針のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準を新たな会計基準として開発する。

② そのうえで、次の論点についても基準開発の範囲に含める。

- ・「財務諸表の公表の承認日」の概念の取入れ
- ・修正後発事象が会社法監査における監査報告書日後、金融商品取引法に基づく監査報告書日までに発生した場合の取扱い

*

委員から、(1)～(4)のプロジェクト間における優先順位について質問があり、事務局から「(2)のバーチャルPPAは相対的に緊急性がある」との回答があった（8月21日公表の「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」にて、2024年9月から検討開始予定の旨記載されている）。

これらの対応方針案について、出席委員全員が同意した。

経理に効く法律雑学

自由の取扱い

弁護士 白川 敬裕

自分に不利な事実を認めることを「自白」といいます。「民事」の裁判と「刑事」の裁判は別の手続ですから、「自白」の取扱いも異なります。

「民事」の裁判では、当事者の「自白」は裁判官を拘束します。当事者が自分に不利な事実を認めた場合、実際の真実がどうであれ、裁判官は、その事実があったものとして扱う必要があるのです。

たとえば、「貸したお金を返してほしい」という民事の裁判で、訴えられた被告が、「たしかに、お金は借りました」と述べ、お金を借りたこと自体は認めた（自白した）うえで、「でも、返しました」と答弁し、原告が「返済は受けていない」と再反論したとします。この場合、裁判官は、「ホントに貸し借りがあったのか？」と考えるまでもなく、「お金の貸し借りがあった」という事実があったものとして扱う義務があります。そのうえで、争いのある返済の有無について判断を示すこととなります。

また、「民事」の裁判では、訴えられた被告が裁判所から呼出しを受けたのに裁判に欠席して、何も答弁しなければ、「自白」し

たものとみなされます。その場合、実際の真実にかかわらず、原告の主張する事実があったものとして、判決が下されることとなります。（民法159条（自白の擬制）「当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなす（以下、略）」（民法179条（証明することを要しない事実）「裁判所において当事者が自白した事実（略）は、証明することを要しない」）。

これに対し、「刑事」の裁判では、被告人の自白だけでは証拠がない場合は、有罪にされたり、処罰されたりすることはありません。もし自白だけで有罪にできるとすれば、捜査機関は、強制、拷問、脅迫、不当に長い拘留など、あらゆる手段を駆使して自白を取ろうとします。

そのような歴史上の反省から、冤罪を防止するため、憲法などに、その旨の規定が設けられたのです（憲法38条3項「何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」）。

「自白だけでは有罪にならない」というルールがあれば、捜査機関は無理やり自白を取ろうとせず、物的証拠や第三者の証言などの証拠を集めようとするから、冤罪を防ぐことにつながります。

このように「民事」裁判と「刑事」裁判で自由の取扱いが違うのは、裁判の目的が異なるからです。

「民事」裁判は当事者間の紛争解決が目的ですから、当事者が自白した事実を、あえて裁判官が否定する必要はありません。

他方、「刑事」裁判は、冤罪を防ぐことも大事な目的ですから、被告人の自白だけでは有罪にできないルールが定められているのです。

たとえば、窃盗罪の「刑事」裁判で無罪になった後、被害者から損害賠償請求の「民事」裁判を起されたとします。被告が「民事」裁判で何も反論しないと、窃盗の事実を自白したとみなされ、損害賠償請求を認める判決が下ってしまいます。

民事裁判と刑事裁判は、自由の取扱い以外にもルールにさまざまな違いがあるため、結論が分かれることがあります。

VCファンド出資持分の会計処理の適用時期、検討

ASBJ、金融商品専門委

企業会計基準委員会は、去る8月8日に第223回、8月22日に第224回の金融商品専門委員会を開催した。

また、8月20日開催の第531回親委員会でも第223回と同テーマの審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。
上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分

第223回専門委員会で、上場会社等が保有するVCファンドの出資持分に関する会計処理について審議が行われた。

(1) 適用時期

最終基準公表日から1年程度経過した4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。

最終基準公表日から最初に到来する年の4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの早期適用を認める。

(2) 経過措置

本改正では、遡及適用を求め

専門委員からは方向性に異論は聞かれなかった。

第531回親委員会では、委員から「強制適用時期はもつと後でもいい。利害関係者にヒアリングして慎重に検討を」との意見が聞かれた。

金融資産の減損

(1) 満期保有目的の債券およびその他の有価証券に分類される債券

第223回専門委員会で、満期保有目的の債券およびその他の有価証券に分類される債券をステップ3では予想信用損失モデルの適用対象とするなどの事務局提案に対して、金融商品の分類・測定の見直しを求めている。この場合、適用初年度の期首時点での評価差額の持分相当額を適用初年度の期首のその他の包括利益累計額または評価・換算差額等に加減する。

① 時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、適用初年度の期首時点での評価差額の持分相当額を適用初年度の期首のその他の包括利益累計額または評価・換算差額等に加減する。

② 時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、減損処理による損失の持分相当額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

*

実務上の対応等について補足文書に記載する。

③ 貸付金代替性債券の分類・測定

ステップ3、4のいずれにおいても、時価をもって貸借対照表価額とせず、その他有価証券の範囲から外して、満期保有目的の債券と同じ測定とする。

④ その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券

ステップ3、4、5のいずれにおいても、金融商品の分類・測定の見直しに関する議論を行うまでの間、現行の取扱いを踏襲する。

専門委員から、「貸付金代替性債券を明確に定義すべき」などの意見が聞かれた。

第531回親委員会では、委員から「保有目的によって、減損するかしないか取扱いが変わるのが気になる。保有目的で分けるアプローチはうまくいかないのでは」との意見が聞かれた。

(2) ステップ4の議論

第224回専門委員会で、第221回専門委員会（2024年7月20日号（No.1716））情報ダイジェスト参照）においてステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされる

ていない金融機関に適用される会計基準の開発）を採用する金融機関の代表者への意見聴取で聞かれた意見への対応について、審議が行われた。

① 予想信用損失の見積期間

債権単位での信用リスクの著しい増大の判定（SICR）ありに該当する債務者区分については全期間の予想信用損失を見積ることとなるが、平均残存期間を正確に算出できないケースも想定されるため、現行の「1-3年ルール」（正常先債権、一般要注意先債権は1年、要管理先債権は3年分の貸倒損失額をベースに算定する）のような簡便法の検討を求めている意見が聞かれていた。これに対して、事務局から、次の再提案が示された。

(i) 会計基準に「1-3年ルール」は取り入れない。

(ii) ステップ4では、その他要注意先および要管理先に対する債権について、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した金融商品のグループごとに契約の実態に応じた平均残存期間を用いることができることとし、また、状況に

大きな変化がないと考えられる場合には一度決定した平均残存期間を見直さないことができる。

専門委員からは「1-3年ルール」は残してもいいのでは」との意見が聞かれた。

② 貸倒実績率の利活用
現行実務で使用されている貸倒実績率を利活用できないかとの意見が踏まえ、事務局から次の提案が示された。

(i) S I C R の判定における閾値としての利活用→事務局から提案はないが、関係者から S I C R の考え方と整合的な貸倒実績率の利活用に関する具体案が提示された場合は、その具体案について検討する。
(ii) 引当金の金額の算定→過去の貸倒実績率に将来予想情報等の調整を加えることによつて、利活用することは可能である。

専門委員から「(ii)について、貸倒実績率にエキスパートジャッジやマネジメントオーバレイによる補足が必要では」との意見が聞かれた。

会計

SSBJ基準案に寄せられたコメント対応の検討、開始

去る8月21日、SSBJは第37回サステナビリティ基準委員会を開催した。

3月29日に公表されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準およびサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案(以下、あわせて「本公開草案」という)に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。開発にあたっての基本的な方針

基準の確定に向けた再審議の方向性を固めるべく、「開発にあたっての基本的な方針」に寄せられたコメントについて次のような対応案が示され、審議された。

(1) I S S B 基準よりも範囲を限定すべきとの意見

本公開草案に対して、「米国証券取引委員会の気候関連開示規則を踏まえ、一部の開示項目について要求事項ではなく任意とすべき」旨の意見が寄せられた。

事務局は、「I S S B 基準の

根幹を成す要求事項であり、任意とすることは難しい」とし、I S S B 基準との整合性を図るという本公開草案の基本的な方針を維持する考えを示した。委員からは、異論は聞かれなかった。

(2) I S S B 基準との整合性を図る程度

SSBJ基準独自の取扱いを設けることは是非(法令等の周辺諸制度との関係)の本公開草案では、次の4点においてSSBJ基準に従い開示を行うことを要求または容認する法令等が別段の定めを置いている場合の取扱いを定めている。

- ・情報の記載場所
- ・同時の報告
- ・比較情報
- ・誤謬

これらについてはI S S B 基準に同様の要求事項が存在しないため、厳密にはSSBJ基準との差異になる。

経理用語の豆知識

自動化された情報処理統制の無効化のリスク

自動化された情報処理統制を変更する場合には、ITアプリケーションのプログラムやパラメータの設定値の変更が必要となる。また、各種マスター・データや取引データ等は電子データであり、アクセス可能な端末と権限が必要になるため、一般的には自動化された情報処理統制は、手作業による情報処理統制よりも無効化は難しい。

ただし、自動化された情報処理統制であっても、アクセスを認められた権限者による不正な操作が行われたり、IDとパスワードの窃用によりアクセスを認められていない第三者による情報流出が行われるなど、内部統制の構築時には想定されていなかったり発生可能性が低いと思われる手口により、内部統制の無効化が生じることもある。

プログラムについては、プログラムの要件定義が会計処理上適切な内容であることを確かめるための手続を、必要に応じて実施することになる。アクセス権については、アクセス状況や操作内容をモニタリングする。

これに対し、「法令等の定めがI S S B 基準の要求事項に反するものである場合、比較可能性を大きく損なわせる可能性がある」とのコメントが寄せられた。

事務局は、「I S S B 基準においても法令等の定めを優先している要求事項があるため、SSBJ基準を開発するにあたり、法令等に別段の定めが置かれている場合の取扱いを定めることには合理性がある」と回答した。

委員からは、異論は聞かれなかった。

事務局は、「I S S B 基準の取扱いを定める目的が明確化を図るためであることから、比較可能性を大きく損なうもので

② I S S B 基準の要求事項が

明確ではないと考えられる場合

本公開草案では、I S S B 基準の要求事項が必ずしも明確ではない点においては、SSBJ基準独自の取扱いを定めている。

これに対し、「I S S B 基準に基づく開示と異なる場合、比較可能性を大きく損なわせる可能性がある」とのコメントが寄せられた。

事務局は、SSBJ基準独自の取扱いを定める目的が明確化を図るためであることから、比較可能性を大きく損なうもので

奥達雄・新長官インタビュー——国税庁

はないとし、本公開草案の方針を維持してはどうかと回答した。
委員からは反対意見は聞かれなかった。

(3) SSBJ基準の構成および用語

本公開草案では、基準の読みやすさを優先してISSB基準の定め順番等を入れ替えており、日本語として不自然な場合は基準の意図がより明確になるような表現としている。

これについて、「SSBJ基準の構成および用語はISSB基準と整合させるべきである」とのコメントが寄せられた。

事務局は、ISSB基準の要求事項と同じことを要求する場面に、書き方を変更するほうがSSBJ基準を利用する者にとって利便性が高いとし、本公開草案を維持する考えを示した。

委員からは、「反対意見は聞かれなかったものの」、「SSBJ基準だけではなく、ISSB基準にも準拠しているかどうかの判断が求められる保証業務に携わる方や、両基準に準拠する企業にとっても使い勝手のいいものにする必要がある」との意見が聞かれた。

星屋和彦・新局長インタビュー——東京国税局

東京国税局

東京国税局長の星屋和彦氏は7月の就任にあたり国税記者クラブとの会見に応じ、抱負等を語った。

就任にあたっての抱負

東京国税局は国の税務行政の中核を担っており、最先端の経済活動や取引について実態を把握・解明し、成果を全国に波及させる立場にある。よい伝統は守りながら、世の中の変化に合わせ、さらに発展させていく。

データ分析を活用した課税や徴収の効率化、高度化

分析結果を活用し、納税者のコンプライアンスリスクを客観的に測定・把握して効率的に処理する一方、調査必要度が高いと判定された納税者に対しては実地調査を行うなど、メリハリのある事務運営を目指す。滞納

整理においては、曜日や時間帯ごとの応答予測モデルを使って応答率の向上を図るなど、高度化に取り組んでいる。

富裕層への対応

東京国税局は「重点管理富裕層プロジェクトチーム」の中心となり、富裕層のコンプライアンス向上と適正課税に取り組んでいる。引き続き租税回避行為等の確かな把握に努め、適正・公平な課税を実現していく。

キャッシュレス納付の普及への取組み

東京国税局管内キャッシュレス納付推進協議会を立ち上げ、組織の垣根を越えた周知・広報活動に取り組んでいる。

本年4月からは「自動ダイレクト」の利用も開始されたので、積極的な利用をお願いしたい。

確定申告の取組み

令和6年分の「確定申告書書作成コーナー」では、マルチデバイス対応となるほか贈与税もスマホで申告できるようになり、利便性がさらに向上する。引き続き、e-Taxの一層の普及に努めていく。



7月に国税庁長官に就任した奥達雄氏は、国税記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負等を語った。

就任にあたっての抱負

国税庁の「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、変化する経済社会に即した納税環境の整備を行う。

納税者目線に立つて、税務手続が税務署に行かなくても完結する将来像を目指していく。

定額減税対応

源泉徴収義務者に対する周知広報として、「定額減税特設サイト」の開設や「給与支払者向けコールセンター」を設置したほか、予定納税対象者に対する諸手続の案内の個別送付を実施している。

インボイス制度の現状と対応
確定申告での提出状況は順調で、皆様のご協力の賜物だと考えている。国税庁としては正確な情報提供の大切さを認識している。制度の周知広報を行い、個々の事業者に寄り添いながら、丁寧に対応していきたい。

案の調査対応

法定調査や租税条約等に基づく情報交換などを通じて得た資料情報の分析・活用や、国際課税に係る調査を専門担当とする職員を増員した。また、調査に至らなくても、文書や電話で照会を行うなど、自発的な見直しを促す行政指導も実施している。

消費税の不正還付対策

消費税制度に対する納税者の信頼を著しく害するものであることから、厳正に対処している。還付申告書の提出があった場合、申告内容に疑義がある際は還付を保留して実態調査を行うほか、国税局・税務署に消費税調査の専門部署を設置し、積極的に調査を行っている。



令和6年分の「確定申告書書作成コーナー」では、マルチデバイス対応となるほか贈与税もスマホで申告できるようになり、利便性がさらに向上する。引き続き、e-Taxの一層の普及に努めていく。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年8月5日	「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック	経済産業省	令和6年度税制改正で整備された賃上げ促進税制について、中小企業向け税制以外の、全企業向け税制・中堅企業向け税制を対象としたガイドブック。制度の適用にあたっての「必須要件」、「マルチステークホルダー方針」、「上乗せ要件」、用語の定義等について解説されている。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6_chinagesokushinzeisei/chinagesokusinzeisei_gb_20240805.pdf	—
2024年8月9日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和6年度税制改正のうち、グローバル・ミニマム課税における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の改正に伴い所要の整備を図るもの。適格適用者変更税額控除額に係る調整等における、割引率として合理的と認められるものの例示などが盛り込まれている。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2408xx/index.htm	—

逆行方
逆イールドと二極化する米経済の

米労働省が8月2日に発表した7月の雇用統計によると、非農業部門の就業者数は前月から11万4,000人増加した。17万人台後半を見込んでいた市場の予想を大幅に下回り、失業率は4.3%で上昇傾向が鮮明になっている。また同省が8月14日に発表した7月の消費者物価指数は、前年同月比2.9%の上昇、コア指数は同3.2%の上昇だった。依然として、米連邦準備制度理事会(FRB)の政策目標となっている2%を上回る水準ではあるが、総合指数、コア指数ともに3月以降は鈍化傾向を示している。

こうした経済指標とは別に8月20日時点の債券市場では、米10年物国債は3.8%の利回りに対して、米2年物国債は4%の水準で、短期金利が長期金利の水準を上回る逆イールドが続いている。この逆イールドが景気後退期に入る兆しとして、市場の注目を集めている。経験則上、逆イールド発生後の12〜18カ月後に景気後退が始まること

が多いためだ。一方で、最近の経済指標は、景気の二極化を示唆している。たとえば、米商務省が8月15日に発表した小売売上高は前月比1.0%増加で市場予想を上回り、消費者支出の堅調さを示した。景気の弱さを示す指標となった雇用や物価とは逆の結果だ。消費者の購買意欲が依然として強い一方で、労働市場など企業活動の現場では、今後の景気に対して慎重な見方を強めていることを示唆している。こうした状況下、逆イールドが示す景気後退リスクが一層高まっているのが現状だ。

過去の経験から、景気後退リスクをみる市場参加者も多いが、現在の経済はパンデミック後の縮小から回復途上であり、過去のパターンがそのまま当てはまるかは不透明である。また金融政策も、インフレ低下傾向が続くなかでのFRBのかじ取りが注目され、今後の経済見通しに大きく影響する。今回の連邦公開市場委員会での決定が市場の焦点になるなか、金融市場はその結果次第で大きく振れやすくなりそうだ。

金融

証 券
株価暴落とその後の展開をどうみるか

8月5日、日経平均は前日比4,451円、12.4%暴落し、31,458円をつけた。7月11日につけたばかりの史上最高値42,224円からは25.5%の下落である。この下落の幅率は史上1、2位の記録であり、まさに歴史的だった。

7月末の日銀金融政策決定会合は短期金利を0.25%に引き上げることが決定した。会合後の会見で植田総裁は経済情勢次第では今後も利上げを続けることを表明した。株式市場はこれに激しく反応し、大幅な円高と株安が同時進行した。

日本の株安は、日銀会合と同時に米連邦公開市場委員会(FOMC)が開かれ、金利据置きを決めた途端に米経済の弱い指標が出現し、NYダウが連続安となり、3日間で2,100ドル、5%の下げとなったことと連動していた。日米の株安は全世界に伝播し世界同時株安となったが、下落率は日本市場が断トツに大きかった。

これは、利上げが課題という経済状況にある唯一の先進国で

あったこと、日本の超低金利、ゼロ金利で資金を調達し日本株に投資する円キャリー取引で利益を得てきた海外投資家が日銀の利上げによって取引を解消する動きを強めたことなどが働いたためと考えられる。

大暴落の翌日、8月6日の株価の行方に大きな注目が集まったが、日経平均は3,217円高、10.2%上昇という1日の株値上昇としては過去最大となった。これは大方の予想外のうれしい動きであったといえよう。

また、暴落から回復となっても、いったん動揺した投資家心理が安定するまで株価は乱高下が避けられないという見方も根強い。ところが、8月6日以降、日経平均はきわめて順調な回復軌道を歩んでいる。株値上昇の日の上昇幅は大きく、調整気味の日の下落幅は小さいという形で株価回復が進み、16日には38,000円台に乗った。5日の最安値から20%上昇である。

どうやら日本の株式市場は世界一の暴落の傷を癒してきたと評価できるのではないかと